

平成20年10月23日（木）

企業会計審議会

第13回企画調整部会会議録

於 共用第2特別会議室
(中央合同庁舎第7号館12階)

金融庁総務企画局企業開示課

午前 9時30分 開会

○安藤部会長 おはようございます。

定刻になりましたので、これより第13回企画調整部会を開催いたしますが、しばらくの間カメラ撮りがございますので、そのまましばらくお待ちください。

皆様にはご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日の部会も、企業会計審議会の議事規則にのっとり、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないということで、そのようにさせていただきます。

当企画調整部会は、本年3月の総会におきまして、「EUにおける同等性評価や国際的なコンバージェンスの動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。」とされております。

2年前の平成18年7月31日に第12回の企画調整部会が開催されまして、「会計基準のコンバージェンスに向けて」という意見書を公表したところでございますが、ご承知のとおり、近時、会計基準のコンバージェンスを初めとして、会計をめぐる国際的な動向には大きな動きがございます。

こうしたことから、国際的な動向を踏まえ、我が国企業会計のあり方について、具体的な検討を行っていただきたいということで、企画調整部会を開催させていただくことといたしました。

前回の部会から2年ほどたっております。委員の異動もございましたので、事務局より委員の皆様のご紹介をお願いいたします。

○三井企業開示課長 企業開示課長の三井でございます。

それでは、皆様からご覧になりまして右側のお方から順番にご紹介させていただきたいと存じます。

まず、西川委員でございます。

遠藤委員でございます。

萩原委員でございます。

斎藤（静）委員でございます。

神田委員でございます。

平松委員でございます。

黒川委員でございます。

齊藤（惇）委員でございます。

島崎委員でございます。

西村委員でございます。

引頭委員でございます。

永井委員でございます。

増田委員でございます。

小宮山委員でございます。

弥永委員でございます。

辻山委員でございます。

川村委員でございます。

江原幹事でございます。

また、事務局はお手元に名簿及び座席表をお配りしてございますので、省略させていただきます。

なお、内藤局長は、今日は、新聞報道にありますように、この金融危機に対応する法案の関係で与党等への会議に出席しておりまして、終わり次第こちらにかけつける予定でございます。大変恐縮でございますがご了承いただければと存じます。

それから、申し遅れましたが、今日は企業会計基準委員会から逆瀬副委員長と新井常勤委員に参考人としてご出席いただいております。

以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

申し遅れましたが、私が部会長を務める安藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

最初の議題ですが、会計基準をめぐる国際的動向につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○三井企業開示課長 それでは、まず資料1-1をご覧くださいと存じます。1ページ目、2ページ目を飛ばしまして、3ページ目をご覧くださいと存じます。

3ページ目の真ん中のあたりに日本の取り組みがございます。昨年夏にASBJ（企業会計基準委員会）とIASB（国際会計基準審議会）が東京合意を結んでおります。EUによる同等性の評価に関する重要な差異の26項目は今年中、そして、その他の差異は2011年6月までに解消するということでございます。

EUによる同等性の評価の現状でございます。今年の6月に日本基準をEU版のIFRS、国際会計基準と同等である、エクイバレントである、こういう規則案が提案されております。今年の10月3日、欧州議会におきまして、経済通貨委員会で原案のとおり可決といいますか、支持する、こういう決議がされております。日本時間で言いますと今日の夜に本会議があるという情報がございますが、今後の状況の詳細は未定でございます。なお、必要な手続きは本会議、それから欧州証券委員会（ESC）による採択を経て、正式な決定機関は欧州委員会でございます。

次のページ、4ページ以降は東京合意のポイントないしオリジナルテキストをつけております。

それから、13ページからはEU議会の規則案、そして26ページには経済通貨委員会の採択についてのホームページを掲載しております。

次の論点でございますが、27ページでございます。国際会計基準の利用が国際的に広がっているということで、ガバナンスの強化に向けた動きがございます。IASCF（国際会計基準委員会財団）の評議員会と、それから規制当局においてモニタリンググループを創設する、こういう議論をしております。昨年11月に、金融庁、米国のSEC（証券取引委員会）、そして欧州委員会、それから証券監督者国際機構（IOSCO）におきましてモニタリンググループを作ろうという共同提案をいたしました。現在これをファイナライズ、最終化するための調整をしております。

この提案における議論のプロセスで、今年の6月19日に国際会計基準委員会財団（IASCF）がラウンドテーブルをロンドンで開催いたしました。その前日に、29ページでございますが、オリジナルの英文は30ページですが、規制当局間、SEC、欧州委員会、日本の金融庁、IOSCOで、共同で声明を出しております。基本的にはこのガバナンス強化を歓迎するということと、こうした動きをサポートしていくということでございます。

3番目のパラグラフの5行目から7行目にかけてでございますが、IASCFは、これまで各国当局と国内基準設定主体が構築してきた関係に近いメカニズムを証券当局とIASCFとの関係で築く必要性を、主語はIASCFでございますが、認めている、こういうふうなことを述べております。英語でいいますと「acknowledges」という言葉を使っております。

それから、引き続きまして、資料1-2で昨今の動きを少しご紹介したいと存じます。資料1-2、最初のページに金融安定化フォーラム（FSF）におけるIASBに対する要請の抜粋を掲げております。ポイントだけこのページに載せておりますが、IASBに対しまして、

市場が活発でない状況における金融商品のフェアバリュー測定に関する指針を充実してほしい。2番目の項目はそれに当たって開示を充実してほしい。それから3番目、SPEなどのオフバランス事業体に関する会計、それから開示の基準の改良ということを要請しております。それから国際的なコンバージェンスに向けて他の基準設定主体との協力ということを要請しております。

1ページ飛びまして3ページですが、英語の抜粋ですので、4ページ、5ページに仮訳をつけさせていただいております。これを受けまして、IASBに専門家助言パネルというものを設けて、実務家で議論をしていたところがございます。今年の9月16日に案を出しております、全文はちょっと長いものがございますので、パート1の測定部分の要約だけをここでつけさせていただきました。

3番目のパラグラフですが、2行目、「市場が活発でない場合すら、同一又は類似商品の現在の取引価格は通常、公正価値に関する最良の証拠となる。したがって」、1行飛ばしますが、「公正価値を測定する上で、こうした取引価格を無視することはできない。また、強制された取引、自発的でない決済、投げ売りは稀である」、こういうことが言われております。これに対してFSFでは、やや進捗が遅れているのではないかという問題意識を提示したところがございます。

ちなみに、その次のページの6ページでございますが、ほぼ時を同じくして9月30日でございますが、アメリカにおきましてSEC、それからアメリカの会計基準設定主体であるFASB（米国財務会計基準審議会）のスタッフが共同で時価の測定について指針を示しております。オリジナルは7ページ以降につけておりますが、ポイントはこのページの一番下でございます。

アメリカでは、ご案内のとおり測定につきましては日本や国際会計基準と異なりまして、レベル1、レベル2、レベル3に段階を設けて、上ほど優先度を高める、こういう形になっております。市場のインプットに優先権がある、こういうことであります。ただし、マーケットが枯渇しアスクとビットが非常に開いているとか、流動性が枯渇している状態である場合には、通常のインプットを使うことが適切ではないことを示唆する、あるいは正面から位置づけるようなガイドラインを載せております。

ポイントを言いますと、レベル3のデータをもとに評価技法を用いて理論値を推計することのほうが、むしろレベル2のインプットよりも妥当な場合があるということを述べているというところに特色があるかと思えます。

今の点についての英文について、それぞれのパラグラフのポイント部分の仮訳を11ページに

つけております。今申し上げたとおりでございますが、この「要旨仮訳」というところの3番目、矢印の右、3行目ですが、「公正価値は、秩序だった取引（orderly transaction）を前提とする」ということで、「無秩序な取引の結果は、公正価値を測定する際の判断指標にはならない」。秩序だった取引の定義が次にありまして、「取引をしたいと考え、市場に十分なエクスポージャーを許容する市場参加者を含むものである」という定義がございます。

少し飛ばしまして、21ページ。12ページから英文がずっとありますのは、10月10日のFASBスタッフの意見書のオリジナルでございますが、仮訳を21ページにつけております。今のSEC、FASBのスタッフ意見を踏まえて、またFASBはスタッフの意見をこの10月10日から遡ること1週間前に公開草案を出して、短期間の間にデュープロセスを経た上でこのような解釈を確定させております。中身の詳細な説明は省略いたしますが、具体的な事例、例えば4ページ、5ページをご覧くださいと、具体的な事例を示して、具体的な手続き、その測定の仕方などの指針を示しております。なお、これに対して、IASBは全面的に支持するという声明をこの後出しており、基本的にはこのような考え方で国際的な実務が動き始めているということでございます。

ちなみに、27ページは日本の会計基準の関係箇所の抜粋でございます。日本の場合はレベル1、2、3のような階層的な基準にはなっていないと承知しておりまして、関係するところは54番の(1)、(2)、(3)のようなことが並列に掲げられているということではないかと思えます。

28ページは新聞報道でもございました米国の緊急経済安定化法の会計部分の翻訳といえますか、仮訳をつけております。

次の話題でございますが、29ページ、欧州のG8メンバーの首脳会議で、今年の10月4日に共同声明が出されております。大変申しわけございませんが、翻訳をつけておりません。この9番におきまして、ヨーロッパの金融機関が、アメリカの会計基準と国際会計基準の違いに由来するディスアドバンテージ、不利な状況にあるということで、早急にこの会計基準を米国基準と同等に見直すべきである、こういうことをIASBに要請するというものでございます。

31ページから34ページまでは、この10月8、9、10日あたりの国際的な動きをつけさせていただきます。

この欧州G8首脳会議の決議、声明を受けた形ということなのかもしれませんが、タイミング的には接着したタイミングで、35ページでございますが、IASBから基準改訂のプレスリリースがございました。金融商品の保有目的によってその測定方法などが異なるわけですが、その間の振替を認めるというものでございます。具体的な会計基準は38ページにございま

すが、52ページにポイント部分の仮訳をつけさせていただいております。中身は、売買目的区分からその他への振替については、従来 I A S B の基準では全面的に禁止されていたわけですが、こういう場合にできるようになる。あるいは貸出金・債権区分、ローン・レシーバブルへの振替も禁止されていたものができるようになる。この振替を行う場合には、振替日のフェアバリューを新たな帳簿価格とする。それから重要な点は、変更後の規定は今年の7月1日に遡って適用する。この基準が確定したのは10月13日でございます。

ちなみに、これに先立つところ、評議員会のほうでデュープロセスを省略することを認めるということがございましたので、この議論が始まって直ちに最終的に確定しております。ということで、10月13日にデュープロセスを経ずして確定し、7月1日に遡って適用されているというのが現状でございます。

なお、資料はつけておりませんが、新聞報道などで、時価会計について、例えば時価会計の凍結や緩和などのさまざまな報道がなされております。一部エクイティーについての時価会計のあり方について議論される向きもあるようでございます。しかし、ここで国際的に議論されているものは、主にエクイティー以外の商品であり、債券とか証券化商品でございます。現在、国際会計基準、SECなど国際的な会計基準や規制当局の動きで、私どもが承知している限り、日本以外で株式の時価会計を凍結するといったことを正面から取り上げているという動きはございません。

以上、私どもからの説明でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明にありました時価会計の関連で、企業会計基準委員会のほうからもご説明があるとのことでございますので、企業会計基準委員長でいらっしゃる西川委員からお願いいたします

○西川委員 資料1-3というのを用意していただいておりますが、1枚目がプレスリリースでございます。

まず今回の金融危機対応という意味での会計基準としての対応については、海外の主要な会計基準設定主体と歩調を合わせて取り組むというスタンスでございます。先ほど三井課長からご紹介があった9月30日のSEC、それからFASBスタッフのプレスリリース、それから10月10日のFASBのスタッフ意見書といったようなあたりは、背景としてこのプレスリリースの下の注のところに書かせていただいております。

10月16日に行われました企業会計基準委員会で取り上げた議題が2つございまして、1つが

金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い、これはその日に公開草案になっております。そして、もう1つが金融資産の保有目的の変更について議論を開始するというところでございます。

最初に時価の算定に関する実務上の取り扱いについてですが、既にお話のあったとおり、日本の場合は市場価格という意味でレベル1は明確にある。そういう言葉は使っていないわけですが、レベル2とレベル3の部分が合理的に算定された価格ということになるかと思いますが、それらを適宜に使うということは、既にこれまでの基準あるいは実務指針等で明確でございますので、そういった過去の文書を集めてきて、時価の算定方法を集約した文書を出すというのが今回の実務対応報告の内容でございます。

したがって、内容が「確認」でございますので、公開草案の本文もつけておりますが、適用時期等のところを見ていただければ分かりますように、これについては適用時期というものはなく、既に今までしていたことを確認しているだけということになっております。

これについては、急いでいるということもございますので、10月16日から23日、本日までコメントを受け付けて、来週28日に委員会を臨時に開いて確定させる予定でございます。

もう1つが、金融資産の保有目的の変更の取り扱いについてですが、これはIASBで既に、IAS39号とIFRS7号の改正ということで、公開草案を経ずに公表されているというものです。これについての議論を開始するというものでございます。開始するとともに、急いで対応するということが求められているのかなというふうに考えておりますが、もともとIASBがやろうとしたことは、アメリカ基準とレベル・プレーイング・フィールドを同じにすることのようでして、それが同じようなことになるということ自体は日本としても一応やっていくということかなと思っております。しかし、非常に悩ましいのが、この基準自体が非常に分かりづらい。この保有目的変更、売買目的から満期保有目的に変更するということの条件として、まれな場合に限る、“in rare circumstances” というものがあるのですが、これが何を指すのかということの解釈を全然示さないというようなことがございますので、基準ができた状況を考えれば明らかだということにはなっているわけですが、そうだということはどこにも無いということです。日本の場合どのように表現したら良いのかというようなことがございます。

それから、議論しているタイミングが日本の場合は遅いため、非常にIASBで疑念を持たれた7月1日に遡るという部分については、これは日本の議論の中では難しいだろうということで議論を進めていくところでございます。これについてもなるべく早くまとめていきたいと

思っておりますが、具体的な日程は今日の段階では確定させたものはございません。ただ、今回のこの部会の時には、既にできてしまっている可能性はあるわけですが、おかしなものにならないように最善の注意を払いたいと考えているところでございます。

三井課長も触れられましたが、保有株式の時価評価の凍結といったような話は取り上げておりません。これについては我々のスタンスとしては、資本市場の開示制度の透明性というものを確保して、会計基準というものの信頼性を保っていくということが重要と考えております。そのようなことを取り上げることが良いかどうかということで、取り上げるべきだというご意見をお持ちの方は本日この場で言っていただければと思います。

以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局及び西川委員からのご説明について、ご質問等があれば後ほどまとめて時間をお取りいたしますので、それによろしければ2つ目と3つ目の議題である連結先行論及び国際会計基準についての説明を先にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それではそういうことにさせていただくということで、まず早速、連結先行論についてでございます。

昨今の国際会計基準をめぐる国際的な動き等を背景に、連結財務諸表に用いられる会計基準と単体の財務諸表に用いられる財務諸表にズレを容認するいわゆる連結先行という考え方が指摘されております。

まず、その連結先行の考え方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○三井企業開示課長 それでは資料2をご覧くださいと存じます。「連結先行」について」という表題がついたものでございます。

まず「連結先行」させることについて」ということでございますが、1枚めくって2ページをご覧くださいと存じます。従来、連結財務諸表に用いられる会計基準と単体の会計基準とは同一の会計基準であるということが前提にされておりました。先ほどご紹介いたしました東京合意におきましては、今年中に重要項目26項目についてEUの同等性評価の前提になるための大きな基準の改訂、そして2011年6月には既存の差異を無くすというために今後さまざまな議論が行われ、基準改訂も相次ぐ可能性があるわけでございます。

振り返ってみますと、2005年にEU、説明では省略いたしましたが、先ほどの資料の中にEUは2005年に域内企業について国際会計基準を義務づけるEU指令が出されて実施に移されております。その場合、各国ともさまざまな制度がございまして、国際会計基準の強制適用は連

結財務諸表について、そしてEUの規制市場に上場されているものを基本的にはターゲットとしたというような歴史がございます。

今私どもが議論しておりますのはコンバージェンスでございますので、いわゆるEUで行われたような形での強制適用ではございませんが、既存の差異を解消するというところで作業を進めておりますので、投資判断に影響を与えるような重要項目については大幅な基準改訂が日本側の基準でも行われる可能性がある。そうしますと、ラベリングはともかく、中身の上ではEUの2005年と同じようなことが起きる可能性が十分に想定されるわけでございます。

そして、2011年という期限を切って、これは国際的な日本の資本市場の観点、あるいは日本企業が国際的に活躍する観点からこの2011年というものをターゲットとして、官民挙げて関係者の力を合わせていくということからしますと、連結と単体をすべての基準において全く同一とし、また単体におきましては実際に取引先との関係あるいは取引の交渉、そして配当可能利益や税の問題、そしてさらにはインフォーマルな業界内での地位であるとか、いろいろなパブリックリレーションにさまざまな影響を会計は及ぼしているという国内的な調整をすべて経なければ、この2011年のその他の差異を解消することができないのだとすると、これはかなり困難な状況にあるのではないかと。

片やEUでは、連結財務諸表にIFRSを適用しつつ、個別財務諸表には各国の基準を使う選択肢を認めているという柔軟な対応がされているということで、理論的にいろいろ困難な問題があるとはいえ、連結と単体をずらす、言葉をかえまして、連結のほうをより国際会計基準にタイムリーにフィットさせ、国内基準はさまざまな国内関係者との関係、取引先との関係などを整理しながら、早急に連結に追いついていくように調整していく、このような考え方があり得るのではないかとということをご提案申し上げたわけでございます。

3ページで連結財務諸表の作成の流れということを申し上げましたが、会計帳簿のさまざまな取引や資産、負債から単体の財務諸表を作り、そしてそれを合算し、消去し、連結財務諸表にするということございまして、そういう意味では連結と単体に整合性を全く欠いてしまうということになりますと、財務諸表に対する信頼性そのものを失わせるおそれがあるということで、整合性は維持する必要があるということですが、一定の範囲でズレを認めることを実務上容認してはどうかということでございます。

資料を少しめくっていただきまして、8ページでございます。

連結財務諸表原則というものがございます。そしてその中の第二 一般原則の二に「連結財務諸表は」とありまして、2行目ですけれども、「個別財務諸表を基礎として作成されなけれ

ばならない。」という言葉が出てまいります。そして第四、第五でよりオペレーショナルな規定がありまして、消去などの規定がございます。

さらに1枚めぐりまして、11ページでは、連結財務諸表規則、これは法令レベルになります。が、連結会社の財務諸表を基礎として作成されていること、連結の対象会社の個別の財務諸表を基礎として連結の財務諸表を作りなさいということが法令レベルのマンデートになってございます。もう1つ、12ページでは、会社計算規則で同様に「基礎として」という言葉が用いられております。したがって、この連結と単体に一定の範囲で整合性を保ちつつズレを認めるとした場合には、法令問題にもなるということで、法令問題につきましては私どものほうで検討してまいりました。法務省さんにもご相談しながら、この連結、単体のズレを全体の整合性を保ちながら、一定程度ズレを連結先行の形で容認するといった場合に、これは「基礎として」で読めるかどうかということですが、現在のテナティブな私どもの感触は、読める、と整理しているところでございます。

それから、1ページに戻っていただきまして、3番目の「連結先行の対象の基準」、それから4番目の「連結先行のズレのイメージ」について、どのように先行させるのかとか、あるいは先行させる期間についてはどうかということがございます。

個々の具体的な会計基準は、現在ASBJにおいて専断的にデュープロセスを経て関係者の意見を集約して決定していくというプロセスになっておりますので、最終的にはASBJがお決めいただくというふうなことだと思います。

本日この場にこの議論を紹介させていただきましたのは、後ほど議論いたします国際会計基準の日本での採用の問題、それから最初に私が説明いたしましたようにコンバージェンスにおいてもこの連結先行を認めるということで、ASBJにおいて今後会計基準の改訂、開発、策定をしていただくに当たりまして、企業会計審議会のメンバーの方が審議会のオフィシャルな形ということではなく、ここにお集まりいただいた有識者の方々のご意見あるいはご指摘を受けてそのデュープロセスに反映させていくという趣旨でも意義があるかということで、あえてここに3番、4番として掲げさせていただいております。

それから5番の点でございますけれども、13ページ、最後のページをご覧くださいと思います。

釈迦に説法で恐縮でございますが、現在連結財務諸表は①の上場企業、そして②の上場していなくても金融商品取引法において開示が求められている法定開示対象企業に連結財務諸表の開示が要求されております。会社法上も、大会社であって、かつ金融商品取引法上の有価証券

報告書提出会社ということになっておりまして、会社法上の連結の対象範囲がこの絵のような形になっております。

個別の財務諸表は、当然のことながら二百数十万社の会社すべてにおいて作成することが商法上必要でございます。そのうち、この①から③まで以外の会社については、中小企業会計指針がございまして、これを参照することが勧奨されている、このような関係にございます。連結と単体がずれる場合に、ずれて先行していくということが念頭に置かれるのは、ここで言いますと、①、②ということになるかと思えます。

説明が長くなって恐縮でございます。以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

続きまして、我が国における国際会計基準（I F R S）の取り扱いにつきましてご審議いただきたいと思えます。

ご審議いただく前に、最初に事務局から、8月末に米国S E Cが米国企業に対するI F R S適用に関するロードマップ案を公表することを決定しておりますので、その内容及びご審議いただく際の参考として、仮にI F R Sを導入するとした場合の論点などについて説明をしてください。

○三井企業開示課長 かしこまりました。資料3-1をまずご覧いただきたいと思えます。

8月27日にS E C、コミッションが公開で議論をしております。ここで国際会計基準はアメリカの国内企業に対して使用を認めないし強制するということの可否について議論がされております。そしてこの場では、委員5人の賛成でロードマップ案を公表することが議決されております。

ロードマップ案の内容でございますが、まずこの○が4つございます上の2つが強制的適用に関するもの、そして下の2つの○が選択的適用に関するものでございます。

まず、強制的適用のものにつきましては、2011年に強制適用するかどうかを決定するというところでございます。仮に決定する場合に想定されるスケジュールが、注にありますように2011年から16年に大規模会社から段階的に適用する。そして2011年に決定する際に考慮すべき事項ということが、Milestonesとしまして、国際基準の基準内容の改善、投資家や会計士の教育・訓練、それから国際会計基準委員会財団のガバナンス・資金調達といった状況を考慮するといったことが掲げられております。

後段の選択的な適用、オプションにつきましては、2009年末以降に提出される財務報告についてオプションを付与してはどうかという提案でありまして、その方法が、比較可能性という

観点から、各産業の時価総額上位20社の大半が国際会計基準を使用している産業群において、その当該20社に入る米国企業ということで、詳細はまだ公表されておりましたが、34業種、110社が該当するのではないかとということがコミッションで議論されております。

そして、その選択適用の条件として2つの案が併記されておまして、1つはIFRS 1号の初度適用の規定に従って開示する。もう1つが、3年間、米国基準に従った監査済みではない財務計数を並行開示する、こういう案が示されております。

そして、このロードマップ案を官報に掲載してから60日間というのがパブコメ期間なのですが、昨日の夜の時点ではまだこれが正式には掲載されていないという状況でございます。

資料3-2でございまして、これは国際会計基準について日本で採用するかしないかについて、これは議論の材料、たたき台として示したものでございますので、これはまさに、今日これからご議論いただく中で、まず論点そのものをどのような論点として認識するか、そしてそれぞれの論点についての中身を議論いただければという、議論のためのたたき台として用意させていただいております。これにとらわれずにご自由にご意見を賜ればありがたいと存じます。

まず、IFRSを容認するかどうかということが1番でございまして、これからご紹介いただく予定になっております公認会計士協会並びに日本経済団体連合会のご提言では、容認すべきであるというご提言が紹介されることと思いますが、その場合に、それでは実際にそれをロードマップ化していくと仮定する場合には、どのようにして比較可能性を確保していくかということが論点になろうかと思っております。

国際会計基準を日本でも認めていくということの1つの大義が、国際的な投資家による比較可能性を向上させるということかと思っております。それによって日本企業の資金調達の効率性なり日本市場の魅力を高めていく、このような効果も想定するということだろうと思っておりますので、容認とすると、各企業によって日本基準と国際会計基準を選べるということになりますので、比較可能性という観点からは、国際会計基準を認めるももとの趣旨との関係でやや見劣りする結果になってしまうということをどう説明するかということがございます。

アメリカでは、上位20社の中で国際会計基準が多数使われている業種が対象ですので、その間の比較可能性を高める、このようなロジックで先ほどのような基準が示されたと理解しておまして、日本ではその企業の実態、そしてマーケットの実態を踏まえてどのように考えていったら良いかという点があるかと思っております。

それから、強制適用する場合には、アメリカでもマイルストーンというものを考慮して、

2011年という時点に決めよう、こういうディシジョンメイキングのタイムテーブルを示しております。

考慮すべき事項といたしましては、まず、適用する場合にどういう範囲の企業を念頭に置くか。それから適用する国際会計基準は何か。アメリカではIASBが作成したオリジナルの国際会計基準、EUの場合は、EUの長いエンドース手続きを経たEU版の国際会計基準、といろいろな行き方があるようですが、どうするか。

それから、個別財務諸表の取り扱い。これまでに出示されました提言では、国際会計基準を連結において採用し個別は日本基準で、というご提言もありますが、どうするか。

それから、実際に導入していく場合に、適用時期。アメリカでは2014年から16年という案を示して、ただこれはフィックスされたものではなく、2011年に改めて決議するということが、どう考えるか。

それから(5)でございますが、マイルストーンとして考えるべきものとして、アメリカの例を参考にとりあえずのたたき台として列挙させていただいておりますが、これに足りないもの、あるいは白紙で考えた場合にどう考えるべきであろうか、こういうことがございます。

この中に若干説明を要するものとして、③の1つ目の小さい点に「プリンシプル・ベースの会計基準への対応」というものがございます。日本ではASBJ並びに公認会計士協会において比較的丁寧なガイドラインが示されております。それに対して、国際会計基準ではプリンシプル・ベースということでございますので、もちろん基準を決めた考え方、趣旨に照らしてプロフェッショナルなジャッジメントをするということでございますが、それに対応して企業、“preparer”においても、それぞれの会社が自分たちの企業の実情に応じてプリンシプル・ベースの基準に対応した個々の会計処理の考え方、方針として、場合によってはマニュアルまで示されている企業が多々ございます。この辺のところをどのように考えるかということがございます。

それから、諸外国等のIFRSの実施状況の検証等のところで、日本におきましても、今後、東京証券取引所とそれからロンドン証券取引所が合弁で新たにプロ向け、特定投資家向けの市場をつくられると伺っております。先般改正された金融商品取引法で、特定投資家向け市場におきましては、国際会計基準を念頭に取引所が会計基準を選択し、オリジナル言語である英語での開示も積極的に認めていくというコンセプトのマーケットがつけられていく見込みになっております。そういったものや、外国企業から提出される国際会計基準による財務報告などの実施状況なども見ながらと、こういう意味でございます。

それから、3番のコンバージェンスの継続、それからロードマップを作成すべきではないか、こういう論点があろうかと思えます。

すみません、長くなって恐縮ですが、以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

次に、日本経団連が今月14日に、国際会計基準に関する意見書を公表されておりますので、その内容を紹介していただけますでしょうか。島崎委員どうぞ。

○島崎委員 それでは島崎のほうからご説明します。資料3-3に「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」ということで、10月14日付で経団連のほうから公表しております。

1枚あけていただきますと目次がございます、このような内容になってはいますが、本日は一番後ろに概要ということでまとめておりますので、これに沿いながらご説明させていただきたいと思えます。

米国がIFRS採用を示唆したことで、IFRSは名実ともに国際的な、いわゆるグローバルスタンダードになったと思えます。経済界といたしましては、日本の金融資本市場の競争力強化、企業のグローバル展開の基盤整備という観点から、早急にIFRS採用の検討が必要と考えておまして、まさに今日の審議会は時宜を得たものだと考えております。

提言の3に、IFRSの採用にかかわる経済界の基本的な考え方を書いております。

まず、審議会のアウトプットになるとは思いますが、IFRSの採用を含めた具体的なロードマップの作成が必要と考えます。ロードマップの中には、将来IFRSを義務づけていく際の前提となる条件、マイルストーンを示して、その進捗状況を勘案しつつ最終判断を行うよう求めています。

前提条件といたしましては、IASBが進めている中長期プロジェクトの方向性、あるいは適切なガバナンスの確保、さらには資金調達の問題、ASBJとの今後のコンバージェンス作業の取り組み状況。また国内問題、国内的な課題といたしましては、さまざまな層での人材の育成、IFRSの日本語訳、これが非常にポイントだと思えますが、日本語訳や解釈整理、あるいはASBJの機能強化などがこのマイルストーンとして考えられます。また、米国や他国で円滑にIFRSが採用できているかどうかということもよく見て今後のことを考えていく必要があるかと思えます。

IFRSの採用の範囲などについては、当面は日本基準との選択適用とすることが適当であると考えております。

一方、日本の市場に複数の基準が存在することは好ましくなく、将来的にはIFRSの義務

づけが必要となると考えておりますが、その際には、先ほど申し上げたマイルストーン、前提条件の進捗とともに、十分な準備期間を設けることが必要だと思えます。

また、I F R Sは国際的な比較可能性向上を目的とするものでありますから、適用対象は上場会社の連結財務諸表とすることでよいと思えます。

次に、個別財務諸表の取り扱いについてですが、こちらは非上場企業や中小企業を含めた約250万社が影響を受けることとなりますので、個別の会計基準につきましては会社法や法人税法の基礎という役割の範囲内にとどめた見直しを続けることで対応すべきと考えております。

また、I F R Sの採用は、先ほど申し上げましたが、国際的な比較可能性向上にありますので、証券市場におけるディスクロージャーの面でも国際的な整合性を図って、日本企業の上場コストを効率化する観点からも、金融商品取引法上の個別財務諸表に関する開示は抜本的に簡素化することをお願いしたいと思います。

さらに、今後の課題として、先ほど申し上げたように人材育成の必要性とかA S B Jの機能強化を掲げておりますが、I A S Bのガバナンス向上なども指摘しております。

最後に、日本からのI A S Bの運営資金拠出については、別途F A S F（財務会計基準機構）、政府でもご検討いただいているところだと思えますが、現在の寄附形式では限界があります。またI A S Bの安定的な運営という観点からも適切ではないと思えます。より強制力を持つ調達方法が必要と考えておりますので、こちらに関しましては金融庁の関与をお願いしたいと思います。

以上が私どもの提言の概要でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

次に、日本公認会計士協会が欧州視察を行われて、欧州のI F R S移行に伴う諸課題や対応について、9月上旬に視察報告を公表されておられますので、その内容をご紹介します。

○増田委員 会計士協会の増田でございます。

お手元の資料の3-4ですけれども、最初の2枚が欧州視察報告の要約ということになっております。4ページ以降が欧州視察報告の詳細版ですので、要約版に基づきましてお話ししたいと思います。

7月の初めに欧州の視察に行ってきました。これは、最近の状況を受けて、2005年の欧州におけるI F R Sの導入時の状況について、それから、導入してからちょうど3年たっているということもございますので、その結果、現在どういう状況になっているかということ、英仏の大手会計事務所と英国の会計士協会あるいはEUのE F R A Gというアドバイザーグループ

ブ、その辺を中心に訪問してきたわけです。IFRSを導入した結果非常によかったという評価が大宗であったと申し上げたいと思います。

2ページ目になりますが、主要な論点ということで3-1から3-8までにまとめてございます。2番目にあります「連結財務諸表と個別財務諸表の問題」についてですが、現状は、先ほどもお話ございましたが、欧州のEU加盟27カ国の証券市場においては、連結財務諸表についてIFRSを使っております。

個別財務諸表に対する適用についてですが、これについては、イギリスにおいては選択適用ということになっておりまして、聞くところによると、約3割ぐらいはIFRSを使っており、残りの7割ぐらいはUKGAAPということのようです。一方、フランスやドイツでは、国内基準を使わなければいけない、強制適用ということになっており、各国において対応がまちまちであります。これは税法の問題や配当可能利益の計算ということもあり、そういった観点からこのような適用をしているということをおっしゃられておりました。

3番目の論点である「IFRSの適用上の課題」については、いわゆる原則ベースだ、プリンシプル・ベースだということもあり、解釈において幅が出てくるのではないかとといった点に懸念がありました。これについては、企業側も、同業他社との比較だとか、それから監査事務所の側も経験を共有するためにいろいろな意見交換をしながら対応しておりまして、3年たった現在もそういったことを続けている状況にあると聞いております。

それから、会計士協会においては、ケーススタディや、設例を用いた研修教材を使って、できるだけ解釈の統一化を図っていくことを行っているとのことでした。

第4番目の「会計士協会の対応」としては、ビッグ4と呼ばれる大規模の監査事務所側はそれなりに対応できているのですが、中小の事務所のために、会計士協会が優先的にそういった研修用の教材を作ったり、あるいは研修を実施するというようなことを進めていると聞いております。

また、第5番目の「企業側の対応」についてですが、企業にとっては、ただ単なる会計基準の組み換えを行うということでは済まないわけで、やはり会計のシステム自体が問題になってきます。そのため、それなりに時間とコストもかかるということもあり、企業全体でプロジェクトチームを作ってやっているということで、早目に取り組むことが非常に大事だとの印象を強く受けました。

それからもう1つ、利用者側のための教育やPRといったことを導入前に相当頑張ってやったというようなことを聞きました。

最後の論点である「基準設定への働きかけ」ということも重要です。EFRAGというアドバイザーグループがIFRSの受入れに際し技術的評価をするのですが、単なる評価作業に留まらず、それなりに各国の状況を聞きながら、それを基準づくりのほうにも反映させるというようなことを今やっていると書いていました。これからEUは、もっと基準設定に対してもそれなりの働きかけをしていきたいと考えているように感じられました。

次に、3ページに参りますが、「我が国における今後の課題」ということで、今経団連さんからも話があったのですが、我が国においてこれからどういうふうにやったらいいだろうかということですが、3ページの下のところがございますとおり、協会の施策も考えております。全体的に研修やIFRSの普及、理解ということで、まず、人材の育成を最初に進めていく必要があるだろうと思います。

これについては、大学の教育だとか、会計専門職大学院教育の問題もございますし、試験制度だとか、あるいは会計士協会で行っている試験合格後の実務補習等の問題もございますけれども、それについてベーシックなことからはじめていくことが必要だろうと思っております。

これについては、EUにおける話を聞きますと、相当早い段階からIFRSについての研修を充実しております、そのための社会的な基盤を整えるという意味で、やはりそういう理解を進めるようにしてきているということがございます。

協会として具体的なロードマップとして考えているものがございますが、それが下に書いてある(1)から(5)でございます。まず1番目が「原則主義のIFRSを適用する場合に想定される監査上の問題への対応策」の検討だとか、2番目としましては「教育研修」、これについては既にIFRSについての入門編の研修等を実施しておりますし、それから協会における機関誌等で、これは市販されている機関誌でございますけれども、そちらのほうでもIFRSの記事を連載する形で今始めております。

それから、これ以外に、これから考えているのは、IFRSの受入れに備えてガイドブックみたいなものをつくったらどうかとか、作成者側、利用者側に対するIFRSの研修、あるいは先ほど申し上げた教育課程における大学等との連携を深めていくといったことが考えられます。

それから、3番目としてはIFRSデスクみたいなものを協会に設けて対応する、相談にも乗るというようなことで、そういったことも必要であろうと考えています。あるいは会計士試験の試験科目の見直しについての要請もこれからしていこうとか、そういった準備に対して積極的な関与をしていきたいと思っております。それからIFRS導入についての、先ほど申し

上げた関係各界への働きかけをしていくということで、今日もお話ございましたが、日本版のロードマップをつくるということになれば、積極的に関わっていきたいと思っております。

時間の関係もございまして、かけ足ではございましたが、詳細については4ページ以降をご覧いただきたいと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

次に、IFRSの取り扱いを考える際に、商法（会社法）会計との関係も十分に検討する必要がありますと考えられますので、「商法（会社法）会計について」ということで、法務省民事局参事官であられる江原幹事からご説明をお願いいたします。

○江原幹事 法務省の江原でございます。説明が続いておりますが、簡潔にしますので、ご容赦いただきたいと思います。

お手元の資料、資料3-5という番号を振っていただいているものですが、「商法（会社法）会計について」と題する1枚紙をご覧いただければと思います。

この1枚紙に書いてあることは、いずれも別に目新しいところは何もなく、あるいはこの場にいらっしゃる方々はもう既にご案内のとおりということであろうかと思えます。ただ、今、部会長の方からお話がありましたように、密接に関連する問題でございますし、先ほどらい、三井課長あるいは島崎委員、増田委員からも若干ご言及があったところでございますので、今後の議論の整理に役立てていただければという趣旨でお話させていただきたいと思えます。

ご覧いただきますと、第1、第2、第3ということで3つのパートに分けているところでございます。

第1は「商法（会社法）改正の主な経緯～計算関係規定～」ということでございまして、第2はそれを踏まえた現行の計算規定の構造について簡潔に示しているところでございます。第3は今回の議論への影響ということでございます。

第1でございまして、ご案内のとおり、現行商法典は明治32年に制定されております。商法典自体は旧商法というものがその10年ぐらい前に制定されておりましたが、法典論争を経てこの32年に現行商法が制定されております。その後昭和49年に商法一部改正、商法特例法制定というものが行われております。この間、この計算関係規定でも重要な改正はあったのですが、時間の都合上割愛させていただきます。この49年改正においては、商法特例法というものが制定されて、公認会計士、監査法人による会計監査人制度が商法上も導入されました。併せて、商法本体の中に、公正なる会計慣行の斟酌規定というものが創設されております。

それから1つポツを飛ばしまして、平成11年、4半世紀を経まして平成11年ですが、商法の

一部改正が行われております。これは、内容的には、そこの小さい字で書いてありますように、時価会計制度の導入等、先ほどご説明があった時価会計の導入ですが、この改正は、「等」ということで、ほかに株式交換・移転制度の創設というかなり大きな改正があったのですが、それと併せて、計算関係では、矢印で書いてあるように、その前にこの企業会計審議会で議論されてまとめられた金融商品に係る会計基準というものがあまして、それを商法体系の中にどう導入するかということで議論がされた結果、この改正が行われたわけでございます。その議論の際に重要な役割を果たしたのが、その前に戻っていただいて、波線を引かせていただいた平成10年の商法と企業会計の調整に関する研究会、これは当時の大蔵省と私ども法務省の共同で開催された研究会でございます、これが取りまとめた報告書がございます。それが2ページ以降につけさせていただいたものでございます。これは長いので、後ほどお時間のあるときに、お読みいただければと思いますが、重要なところはこちらのほうで線を引かせていただいたところかと思っております。この研究会報告書自体は時価会計とか税効果会計の導入について議論したものでございますので、そちらの各論が重要なのだと思っておりますけれども、現時点で振り返ってみますと、その前提となる一般論の部分がかなり重要かなということで、一般論の部分についてこの線を引かせていただいております。

る書いておりますが、要は商法会計における情報提供機能と配当規制を分けて考えるということが合理的なのではないかと提言がされているところかと思っております。

それを踏まえまして平成11年改正が行われ、次に平成14年改正と、順次商法一部改正が行われております。これもその他にかなり大幅な改正があったわけですが、計算関係規定でいいますと、ここには書いておりませんが、連結計算書類というのもあるのですが、計算書類関係の省令委任の範囲の拡大というのが行われているということでございまして、その趣旨は、その矢印で書いているとおり、商法会計の変更について機敏な対応を可能とするというものでございます。この平成11年改正のときのように、法律の中に規定があったのでは、この会計基準の変更に伴う迅速な対応というのはできないということになりますので、これを可能とするために省令委任の範囲を拡大したということでございます。

さらに、ご案内の平成17年の会社法の制定及び委任省令であります会社計算規則の制定というものが行われております。内容的には、実質的な内容としては、大きなものではないのですが、形式的には、かなり大きな改正になっております。

具体的には、資産評価規定の簡略化、さらに分配可能額の算定規定の設定等が行われておまして、その趣旨は、企業会計との連携を進めつつ、分配可能額の算定規定を緻密化するとい

うこととございます。

以上のとおりでございますが、それを踏まえて第2の商法（会社法）会計における現行の計算規定の構造ということとございますが、一応このようにまとめることができるのではないかとおられます。

1つは、情報提供機能という観点からの計算書類の作成については、企業会計の慣行を尊重して、会社法における必要最低限の規定にとどめる。

他方で、2つ目の○の配当規制、これは債権者保護機能ないし債権者と株主との利害調整機能ということになりますが、この配当規制については、計算書類を基礎としつつも会社法独自の観点から分配可能額の算定の規定を設けるということとございまして、現にこちらについては、のれん等の調整額等を初めとする幾つかの控除項目等が設けられているところでございます。

以上のこの構造につきましては、先ほどご説明しました平成10年の報告書以来、一貫した姿勢ではないかと考えられるところでございます。

それを踏まえまして第3の国際財務報告基準の導入等に関する議論の商法（会社法）会計への影響でございますが、これも先ほどらい、三井課長初め、既にご指摘いただいているところではございますが、特に重要なのは、上の2つの機能のうちの後者の機能、すなわち分配可能額の算定の在り方との関係について、どのような影響をもたらすのかということだろうと考えております。もちろん、情報提供機能にも、振り返った結果影響があるということも考えられなくはないのですが、現時点では配当規定の方かなと考えられます。

そこで、いわゆる連結先行論であるとか連単分離論であるとか、そういったものがある。論理的にはさらに連単同時というものもあるのかもしれませんが、現時点では連結先行論でどうかという話になっているのだと思います。

そうなりますと、その先行した後の単体がどうなるのかということでこの分配可能額の算定の在り方を考える必要があるということとございまして、平成11年のときも、報告書を見ますと、とりあえず情報提供機能のほうはそのままついていくということで規定の改正が行われ、分配可能額については、報告書を受けて商法サイドでどうするかというのが検討されたということとございますので、今回も同じような形になるのではないかと思います。

強制適用論、選択適用論につきましては、現在先行するところの連結についてどうするかという話がメインであると考えられますので、後々の話だとは思いますが、先ほどの島崎委員の提言の中にもありましたが、単体についてどうするかという話は行く行くは考えなければ

ならないこととなります。

そのときに、強制か選択かという話があるのですが、我々サイドから見ますと、選択であれば、とにかく適用されるのであれば、この分配可能額の算定について考える必要があるということですので、適用がないというのであればともかく、適用がある以上は強制か選択かということにはあまり重要ではなく、考える必要があるということだと思えます。

2つ目、3つ目の○は先ほどらいご指摘がありますので、私からは繰り返しません。

私からのご説明は以上でございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

それでは、国際的動向、連結先行論、国際会計基準の3つの議題につきまして、それぞれについての説明を参考にいただきまして、順番にご質問、ご意見をちょうだいしていきたいと思えます。

まず最初に、会計基準をめぐる国際的動向につきましてご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構でございます、ご発言をお願いいたします。島崎委員どうぞ。

○島崎委員 有価証券等の時価評価の問題について、新聞や雑誌などの記載の内容を見ていますと、中には誤解を与えるような報道もありますので、きちりとした説明と、それを受けた報道ということが必要ではないかと思っております。

それで、先ほども説明がございましたが、評価の際の資産区分の問題と、バランスシートでの計上区分の問題とが、混同されたような話があってなかなか分かりづらい。私は評価そのものについてどうするかということについては、これは実際に今起こっているマーケットの状況は未曾有の状況であるので、それに合わせた形で時価とは何ぞやということをきちり考えて、それを今のマーケットの状況に少し合わせた方法を認めるというのは理解できるのですが、区分そのものについて、例えばトレード目的、あるいは売買可能有価証券として認識していたものが“held-to-maturity”に変わるというのは企業経営の観点からするとおかしい。有価証券を保有するときに、この有価証券はどういう目的で持つのかということは本来決まっているわけで、途中でそれが変わってくるということは何か別の意図があるのではないかということではどうなのかなと思えます。今回の柔軟な対応については、若干議論が拙速かなという感じがしますので、そこを更に慎重な検討、議論をしていただくことが必要なのではないかなという感じがいたします。

以上です。

○安藤部会長 ありがとうございます。藤沼委員どうぞ。

○藤沼委員 私は、国際会計基準委員会財団、IASCFのトラスティーをしているわけですが、実は10月9日、10日と北京でトラスティー会議がありました。いろいろな重要案件があったわけですが、1つはこの経済危機に関係して、特にまず、発火点はEUだったのですが、EUのほうで新たなカーブアウトをしたいというプレッシャーをIASBにかけてきたということがありました。それに対して適切な対応を早くとらないと、EU版のカーブアウトされた会計基準がまたできてしまうということがありまして、今回は特例だったのですが、トラスティーのほうでIAS39号の改訂については改訂草案を公開し広くコメントを求めるというデュープロセスを行わないことを認めたという経緯があります。

ただ基本的には、この考え方の基本は、今回の改訂はあくまでも米国のFASB基準と国際会計基準、IFRSとの間にある差異について、平仄を合わせるというスタンスでやっているわけであって、国際的な基準の統一化を維持するということが大事であるというスタンスを変えたわけではありません。それは三井課長と西川さんのお話の中にもきちっと述べられておりました。トラスティー会議では、この問題についてやはりいろんな意見が出ました。これはなかなか言いづらいのですが、日本からは野村証券の氏家さんと私が出ていたのですけれども、日本の経験から言うと、こういうときに会計基準をいじるということは非常によくない結果を長期にもたらす、こういう発言をした結果、皆さんが静かになったということがありました。北京から帰ってきたら日本でまた時価会計がクローズアップされているということで、ちょっと違和感を感じたわけです。やはり国際的な基準と平仄を合わせるということが大事だと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。斉藤委員どうぞ。

○斉藤（惇）委員 お2人のご意見や西川さんの問題指摘とほとんど変わらないのですけれども、時価会計を入れる、入れないというのはアメリカでもついこの前まで問題があって入れてきたのだというふうに理解しています。私が産業再生機構をスタートしたときに、最初に資産をどのように査定するかということに対してアメリカは相当きつく時価会計、時価資産査定を主張しました。しかし彼ら自身、当時はそう厳格にはやっていなかったわけですが、確かに銀行のバランスシートあるいは銀行が貸し出している先の企業のバランスシート、これは当然連結しているといえますか、関係しているわけですが、これをつぶさに調べたときに、いかに資産価格が意図的に任意にいじられて、結果的にはあれだけ多量なコストを払わざるを得なかったということを発見しました。

したがって、やはり時価資産査定というのはベースラインとしては非常に必要だと思います

し、安易に、特に金融機関を中心に保有資産の見直し、資産査定の見直しの主張があるようですが、再び我々は10年前、20年前に陥ったような問題にかなり簡単に戻ってしまうおそれがあると思います。そういう意味でもかなり慎重にこのことは考えなければいけない。

それから金融機関等々の国際競争のバランス上、欧州や米国がやる以上やらざるを得ないのだということも分からないでもないわけですが、同時に投資家が犠牲になるということもまたあるわけでありまして、アメリカであろうが欧州であろうが、当局がばたついているのはどうしても目先の金融機関のプロテクションといいますか、メンテナンスというのが非常にテーマになっておりますので、それはまあやむを得ないのですが、このバランスシート、アセットバリュウが意図的に変えられるという、そのことによって一番被害を受ける犠牲者というのは実は一般投資家、外部者でありまして、投資家を犠牲にしてそういう機関を、査定方法を変えることによって一時的に守るのかというような社会的な問題もあろうかと思えます。

ただ、今島崎さんからご指摘があったように、これはかなり国際的な競争に絡む問題でもありますので、日本だけが原則論にこだわって競争に負けるということがあってはいけないので、やはり一定の考慮はするべきだと思いますが、できる限り国際的な調整をして、早いところでこの問題の位置づけをすべきだというふうに思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。西村委員どうぞ。

○西村委員 こういう状況の中で、それでは時価が一体何なのかというところの疑問が我々としてございまして、極端に言うと、確かに取引されてそのついた値段が時価だということなのでしょうが、昨日と今日と、また一昨日と、これだけ差があると、本当にそれが時価なのかということが本当に言えるのだろうかという疑問は一方では我々は持っております。とはいえ、時価会計の流れというものがこのまま続いていくということについては、これは全体的なグローバルな観点から整合性があるものだと思いますが、時価そのものについての考え方というのはもう少し整理をしておかないと、期末時点であるいは四半期が終わった時点で、我々が意図しているものと全く違う状況のものが出てくる。例えば時価変動がB/SなりP/Lなりに影響してくるわけですが、本当にそれで良いのか。基本的に我々事業会社は、事業の成果を報告しようとしており、いわゆる資産運用の結果を報告しようとしているわけではないので、そのあたりのところの考え方をはっきり明確に持つておく必要があるのではないかなと思っております。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。西川委員どうぞ。

○西川委員 皆さんがおっしゃるとおりなのですが、多分2つのことが出てきてしまうのは避けられないわけで、今が有事だとすれば、有事であることの対応ということと、有事であるときに見えてくる平時の会計処理のあり方はどうあるべきかということ。おっしゃるように時価というものは非常に危なっかしいものも含んで時価とくくられてしまっている。信頼性のないものがどうしても入ってくることは相当あるであろうと思いますので、何でも時価評価すれば良いということではないということは、中長期的なところできちんと整理しないといけないだろうと思います。

その有事対応のほうは、本当にあるべき対応なのかどうかというような根本の話もあるわけですが、会計基準の信頼性を失わないという範囲内でできることをやるということなのかなというふうに思っております。あまりIASBの今回の区分変更について変だ、変だという、1カ月後に我が身に降りかかる可能性はあるのですが、後の話にかかわるかどうかはあるのですが、プリンシプル・ベースというものを逃げ道にを使って、例えば“in rare circumstances”というのが、ヨーロッパとの対応を考えると、今回の件で対応しているのに、少し風が収まると今回が当てはまるとはどこにも言ってないというようなことをボード・メンバーが言います。もちろん公式の席で言っているわけではないですが、そうすると、作っている側が誰にもわからない基準を作っているということで、それがプリンシプル・ベースなのかというようなことについては非常に疑問を持つ。

そうすると今度は、日本ではもう少し分かりやすく作りましようとする、それは非常にまたそれでリスクイデして、明らかに今回区分変更をこのような状況下で認めるということを確認に出してしまうことになるので、それは非常にリスクイデなのですが、それをしなかったら対応になってない。どうするべきかということはこれから我々が悩む話なのですが、プリンシプル・ベースというものが、何かそういう言葉を使って何も決めないというようなことをしているのではないかなという疑念は残ったということはございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

それでは斎藤（静）委員。

○斎藤（静）委員 原則論をまず先に言えば、危機だから基準を変えるというのでは基準にならないですね。会計基準に対する投資家の依存度というのは、経済が非常に好調なときと危機のときではまるで違います。これはアメリカのビジネススクールで勉強した人はすぐ分かりますが、景気の良いときは会計のクラスに人が来ないのです。景気が悪くなるとわっと集まっ

てくる。つまり危機になると投資家は会計情報に対して非常にセンシティブになるわけです。その一番大事なときに、従来から使ってきた基準をやはりやめたと投げ出すのでは、基準の役割を果たせないというのがまず原則論だと思うのです。

ただ、その一方で、原則論だけ突っ張っていていいかというのはさっきからおっしゃっているとおりでありまして、そこは私も分からないわけではありませんから、非常に突っ張った議論をするつもりは全くありません。それはASBJのご検討にゆだねるとというのが私のスタンスです。

時価に対するいろいろな議論が出ましたが、時価はやはり時価です。問題は、時価の概念がどうこうというよりも、時価会計の適切な適用範囲というものを冷静に検討してこなかったツケが今回ってきたということだろうと思うのです。ASBJもIASBに対して、全面時価会計で猪突猛進する前に、時価会計というものの適切な適用範囲を検討すべきだということを再三申しましたが、結局そのままになっていた。その問題が今出てきたという感じがいたします。ですから、そういう点ではまず原則論はきちっと議論すべきだと思います。

ただ1つ、見過ごされがちな点ですが、この事態で出てきた重要な点は、実はIASBがこういう決定をすることができたのはアメリカの基準が違っていたからという事実です。アメリカの基準もIASBの基準も全く同じだったら今回のような変更はできなかった。つまり債券やローンの分類替えというのは、基本的にIASBが徹底してなくそうとしてきたインテント・ベースのやり方、つまり意図に基づく処理であって、これを徹底的に攻撃してきたわけですね。その基準にころっと変えるということは普通ならできない。それをアメリカがやっているからいいじゃないか、対等の条件を確保するのだという口実でやったわけで、要はアメリカの基準が違っていたことがIASBを救った、そういう面があるのですね。

私自身、ASBJにいるときに、これは証券会社の方から言われたのですが、世界に基準が1つしかないということが危機対応においては非常に困難をもたらすということを指摘されて、叱られたことがあります。そういう問題も私どもは現実のものとして直視する必要があると思っております。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ちょっと時間の関係で、黒川委員、簡潔にお願いできますか。

○黒川委員 先ほどからの問題点で、有事の際にこういう基準をつくるということはある程度理解もできなくはないという意見が大勢だったと思うのですが、その一方、有事がいつか去った後、これは有事の対応ではなかったかのように、恒久的になる危険性もあるという意見もご

ございました。

そこで今我々は、これは有事であるということ認識しているわけですから、これは有事であるのでこの変更を認めたということの明示、あるいは時限立法というのでしょうか、そういう工夫を何かできないか。これを1つ提案させていただきたいと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

連結先行論、国際会計基準についてもご意見を伺いたいと思います。ということで、次に連結先行論についてご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。平松委員どうぞ。

○平松委員 私には、連結先行論をとる理由がよく分かりません。連結先行論ということは、個別もいずれは国際基準に一致させるというニュアンスがその言葉に入っています。しかし、個別には個別で、税金あるいは配当を確定するという役割があって、かつ日本の状況に合った姿があるだろうと思います。個別も国際基準にコンバージェンスしていくという努力はする必要があると思うのですが、すべて合わせる必要はないのではないかと。連単分離でどうしていけないのだろうという思いを持っております。

かつ、ディスクロージャーに当たって、これは島崎委員からもお話がございましたように、ディスクロージャーについては連結重視で、個別は簡略化するあるいは不要とするという方向は考えられないのだろうか。アメリカの方式ですね。そして、個別の会計基準の適用は一部ヨーロッパの諸国がやっているような方式、国内基準で行うということではできないのだろうかということです。

もちろんその場合に、個別と連結の関係で、個別をベースにして連結をつくるという基準性の問題がありますから、これを会計問題あるいは法律問題としてどうクリアできるかという点は別途検討する必要がございます。このように連単分離論ではなく、連結先行論でないといけないのはどうしてなのだろうという疑問を持っているということでございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見は。増田委員どうぞ。

○増田委員 連結先行論というのは、我々からしますと、平松委員のほうから話があったとおり、個別についても早いうちにIFRSにするという前提だと私は理解しております、連単分離ということではないと思っております。連結先行ということは実務家の立場からしますと、基準を2つ使っていくことになる。連結財務諸表というのは個別財務諸表に基づいてもともとつくられているわけであって、別の帳簿を使って別々につくるということは現行の実務ではあり得ないわけです。個別財務諸表の積み上げで連結財務諸表というのはできているわけですね。

基準が違ってしまうと、会計処理自体がもともと違って来るわけで、帳簿自体を二重にしなければいけない。だから、一定の期間は仕方がないと思いますが、今のコンバージェンスを進めていただいているところをもっと早めていただいて、早いうちに個別の方も I F R S にすることが望まれます。

ただこれについては、やはり上場会社だけに限るということであれば、実務的にはできるのではないかと思います。これは法的な整備だとか、そういったものが必要になってくるということなので、先ほどおっしゃられた税法の問題や配当の問題もございますので、そういった中で整備する必要があるだろうと思います。もともと会社法が成立する以前には、大会社区分立法の議論がありまして、大中小の会社を分けていこうという考え方があったわけです。

そして、今日、法務省さんのほうから説明がございましたが、中小会社の会計の指針というものが今作られているわけですが、これについては今250万社の中小企業に適用されているわけではなく、実は会計参与を入れているところぐらいしか使ってないわけです。ある意味では中堅規模のところ。しかも、これは上場しておらず、資本金が4億9,000万円ぐらいの会社で監査を受けてないところなのですが、こういうところについて適用するようなものであるのだと考えれば、中会社というふうな考え方もできると思うのです。町の八百屋さんみたいなところも、お寿司屋さんみたいなところも株式会社になっているわけで、これに全部 I F R S を適用することはとんでもない話です。先ほど少し申し上げましたが、イギリスではどうも3つぐらいのことを考えている。大会社、公開会社については I F R S。それから中堅規模のところについては、イギリスの考え方ですと、I A S B で考えている I F R S の中小企業版みたいなもの。それ以外の小規模のところについては独自の基準ということは今考えているようです。その中で、今イギリスにおいては I F R S と自国基準は個別財務諸表に選択適用させているという状況にあるわけです。

いろいろな意味で、会社法の配当の問題もございますし、確定決算主義の問題もございますので、法的な整備は必要だと思いますが、いずれ個別財務諸表にも I F R S を使うという前提で私は連結先行論というものを理解しているところでございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

斉藤委員どうぞ。

○斉藤（惇）委員 上場会社について申しますと、どうしても今世界は国際的な比較、情報交換ということによって価値を決めるということが完全に普遍化しております。今回の“turmoil”の処理を見ても、まさしくアメリカ単独では処理できず、海外にまでいろいろな

ことが影響しているわけでありまして、いったん証券化された金融ということになりますと、これは国際的な流動性の問題、その裏にあるのは評価の問題ということになり、これらが現在の市場の問題になっております。

上場会社の開示は連結ベースで行うことになっております。現在、東証に上場している会社は2,371社ありますが、このうち連結非作成会社は202社であり、ほとんどが連結作成会社でありますので、この連結作成会社の連結財務諸表については、当然 I F R S にシフトするということを行っていただきたいと思います。

少し島崎委員と意見が違うのは、上場会社に関してはこの連結非作成会社といえども I F R S を適用する。選択制にしないのが良いというのが我々の考え方でありまして。というのは、必ずしも国際的な問題だけではなく、連結作成会社と連結非作成会社が上場しているが、その資産査定、バランスシート等々の査定基準が違うということでは、投資家はフェアな情報を得ていないということになりますので、連結非作成会社といえども I F R S にアドプションの方向でやっていただきたいと思います。

もちろん、先ほどから意見が出ております会社法、税法の問題とか、そういうことにおける個別財務諸表あるいは日本基準というものは、コンバージェンスに向かって動くということですが、上場会社はみんなこれを作らなければならないわけですから、そのところはほかの方のご意見とほとんど同じであります。

○安藤部会長 ありがとうございます。

では、西村委員どうぞ。その次に、黒川委員をお願いします。

○西村委員 連結先行かどうかということに関しましては、私ども事業会社といたしましては、いずれにしても連結ベースで、I F R S をベースにして公表していくということについては当然その方向であるべきでしょうし、これはいわゆる投資家の皆さんに対する情報提供ということもありますし、また我々がグローバルに事業展開していく上で、経営基盤としてこういうものが必要であると考えておりますので、それはその方向で良いと思っております。

ただ、連結といわゆる単体との関係をどうするかということですが、実際のところ、昨今のコンバージェンスの推進によりまして、それほど単体と連結とで大きな差があるということではないと思っております。幾つかの項目はもちろんあるわけですが、例えばのれんの償却のような問題はあるわけですが、そのあたりの話は、どちらに収斂していくのかということは別にいたしまして、結果として先ほど申しましたようにそれほど大きな差がないのであれば、連結で走って行って、そのうちに単体が追いついてくるということでも良いのではないかと考えてお

ります。ただ、そのためにはやはり、先ほどから出ております商法の配当の話ですとか、税の損金経理要件ですとか、そういうものをどうしていくかということが課題で、それが修正されるのであれば、単体も I F R S でそれほど問題はないと思っておりますので、そのあたりは時間の流れを見て、先行か分離かというのではなく、やっていったら良いのではないかと考えております。

○安藤部会長 それでは黒川委員どうぞ。

○黒川委員 この問題は制度の問題とこの制度が影響する教育のような、それに向けてのインフラ整備という問題、この2つを考えなければなりません。私は大学人なので教育のほうに対する反射ということを考えてしまうわけでありませぬ。

さてそこで、今島崎委員がおっしゃったアドプションとコンバージェンスとの問題で、先ほどから I F R S を導入すると言っている意味が、アドプションのことをおっしゃっているとすれば、この I F R S 版を英語版にするのか、あるいは直訳版にするのかも問題ですが、ともかくも会計基準を I F R S 版で教育をするということがどこかで求められるということになる。一方、コンバージェンスで済むのであれば、要するに日本基準が限りなく I F R S と近いということになると、今は A S B J が作られているわけですが、それら日本人の文章による日本基準をもとにした教育でよろしいということになるわけですね。大げさかもしれませんが、教育、思想、文化の独立にも関係する問題です。

そこでどの程度、2011年から2014年あたり、MOU項目もほぼ一緒になったと仮定する段階で、一体 I F R S の原文と、そのときにできているであろう日本基準、一生懸命 A S B J の方が作成されている日本基準にどの程度違いがあるのかということをおある程度見据えた上で議論すべきではないかと思うのです。それらがほとんど違ってないというのであれば、その I F R S を適用するという意味は何なのだと。それはアドプションという意味でただ言っているのか、あるいは違いがあるから I F R S と日本版のコンバージェンスの選択は重要な問題なのか、その違いがどの程度あるのかによってイメージが変わってくるので、せっかく西川先生がいらっしゃっているのに、どの程度違いが残るであろうとか、違っていいのかどうか、少しイメージを膨らませる意味で教えていただけますでしょうか。

○安藤部会長 西川委員、今の、よろしいですか。お願いします。

○西川委員 基本的な考え方をコンバージェンスしても、ルールがあるかないかとか、そういうことを含めて考えていくと、違いは残るということだろうと思っております、そういう意味ではコンバージェンスというのは続けていくとすれば永遠の作業であるということだろうと

思います。

ただ、黒川さんへのお話としてはそれぐらいしかできないのですが、あと、この連結先行について我々にとってどういう意味を持つかということ、これは我々の今後の基準開発にこの考え方を入れている、ある場合は連結ではこういう処理、単体ではこういう処理というように2つ書き分けるということの意味していると思うのですが、これについて余りがちがちとここで何か決めるということは恐らくできないだろうし、そのためにあまり時間を費やすというのはどうかなという気もしております、これはあくまで概念というか、理念として掲げておく。日本基準の中で連結と単体が違うということは、恐らくなかなか理解を得られないだろうということがあると思いますので、やはり使う局面としては基準ごとに毎回のようこれをを使うということではないのだろうと思っております。

○安藤部会長 ありがとうございます。

では、島崎委員どうぞ。

○島崎委員 先ほどの経団連からの話について今黒川先生のほうからご質問がありましたので、整理させていただきますが、私どもの考えは、先ほど斉藤（惇）委員からも話がありましたように、国際的な競争力等々からすれば、IFRSを受け入れるべきであるが、初めは任意適用するということです。任意適用をどのタイミングで認めていくかという議論がこれから要と思いますが、既に米国会計基準で有価証券報告書を提出している三十数社については、米国基準をIFRSに変えていくということについてはそう抵抗感はないだろうと思います。任意適用からまずスタートして、先ほど斉藤（惇）さんから話がありました上場会社2371社には全てに強制適用するということは将来必要だと思います。そのためには先ほど申し上げたロードマップ、これをきっちりと確認しながら決定していく必要があります。

例えば、IFRSの今の規則は全部英語になっており、英語だけだとなっているわけで、翻訳したものは認めないというような姿勢であると聞いていますが、これを日本語訳についても国際会計基準としてきちっと認められるのかなどロードマップで示した項目のマイルストーンの確認をしつつ、先々の道筋がある程度きちっと見えた段階で、IFRSを強制適用することを決める。こういうことになっていくのだろうと思います。

それから、先ほど斉藤（惇）委員のほうからお話がありました、経団連の提言の中では、連結についてはIFRS、個別については別に触れてないわけですが、個別は、日本基準でということ前提にしています。連結財務諸表を作っていない上場会社は単独イコール連結ということになりますが、このような会社についてはどうすべきかというところまでの議論をして

おりませんが、このような会社でも I F R S を採用して、上場会社は全て同じ会計基準にすることが投資家サイドから見ても好ましいことなのではないのかなと思います。

個別の財務諸表についてどうするかということについては、経団連の中で随分議論がありまして、私どものように国際的に子会社がたくさんある会社は、個別の基準も I F R S でしたほうが効率性等々あるいは財務諸表の質を高めるという意味でも好ましいのではないかという意見と、日本国内をベースにした企業においては、やはり個別の財務諸表については日本の基準でという意見がありますので、今後引き続き議論をしていく必要があらうかと思うっております。

以上です。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ちょっとここで、時間の関係がございまして、先の事務局及び法務省からの説明並びに経団連及び日本公認会計士協会のご報告の紹介に対するご質問等を含めて、I F R S の取り扱いなど、我が国会計基準のあり方についてご意見をいただきたいと思います。西川委員どうぞ。

○西川委員 I F R S の適用に関しては、選択適用という話と強制適用みたいな話が既に出ているのかと思いますが、私どもの考え方としては、選択適用のようなことはなるべく早めに行っていくということが重要だろうと思っております。日本の会計基準と考え方としては違っているところというのはどんどん少なくなっているわけで、そういう意味では比較可能性があるというものが市場で評価されるという中でコンバージェンスが進んでいくということが、A S B J の掲げている理念でもありますので、そこは非常に早く対応するということがいいのではないかとございます。

もう一方の強制の話ですが、これについてはやはり慎重な対応が必要であらうというふうに思っております。資料3-2で掲げられている中で、プリンシプル・ベースの会計基準への対応とか、諸外国等の I F R S 実施状況の検証といったようなことが出ておりますが、このあたりを強調すると非常に市場監督とか監査に自信がないのかというように思われてしまうのですが、実務のコンバージェンスというものを確保するという意味では非常に重要なものであって、各国でどういうことが起きているかということはよく見ておかないといけないと思います。

2005年のヨーロッパ以降、まだそういうプリンシプル・ベースによる実務のばらつきといったようなものについてきちんとしたデータが上がってないというのが現状だと思っております。我々が例えば部分的にやった開発費の資産計上みたいなものがどのくらいばらついているかということは、ばらついているということは分かったのだけれども、それを利益操作に使っ

ているかとか、そこまではちょっと、相当長期間にデータを集めないと分からないといったようなこともありますし、現実には諸外国では、自国でガイドラインみたいなものを出したい、それでI S B Sサイドはそれはいかぬというようなことを言っているといったような問題、こういったことをどうクリアしていくかということについて、きちんとした道筋というものが見えないと、今プリンシプル・ベースで起きようとしていることは、灰色をいっぱい作る世界で、灰色が結局白になるということでみんな安心しているのかもしれないですが、それはもう少しクリアにしていけないといけなのではないかということでございます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

小宮山委員どうぞ。

○小宮山委員 今の西川さんの話とも重なるのですが、I F R Sを採用すると、プリンシプル・ベースでやるということが多分非常に難しいのだらうと思います。

先ほどまで出ていた有事の話ですけれども、有事でちょっと金融商品の会計ルールをいじるとなると、便乗値上げのようにこれもあれもという声がたくさん実は出てくるのですね。これがやはり日本でプリンシプル・ベースをやる難しさを実証したような感じがしないでもないのですが、将来的にはある程度のレベルの会社についてはオプションとして認めた上で、さらには強制を考えていくという道筋なのだらうと思いますが、やはりアメリカのロードマップ案を見ても、2014年に対象会社とそれ以降の会社があまりに落差が大きい数字ですよ、時価総額で見ても。これが本当にうまく行くのかなというのは注意して見ていく必要があるのではないかなと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

引頭委員どうぞ。

○引頭委員 マーケットサイドから意見を申し上げさせていただきますと、今までご意見が出ていましたように、I F R Sのアドプションはぜひ進めていただきたいと考えております。

ただ、先ほど西川委員がおっしゃったように、欧州での視察の結果各企業の一部の会計処理にばらつきが見られたという点で、2つ申し上げさせていただきます。1つはI F R S採用の際の処理のばらつきについての検証を継続して行っていただくとともに、使う側に対してもその理解を深める努力をする必要があるということです。もう1点は、日本の場合非常に精緻なガイドラインで今までやってきたと思うのですが、先ほど西川委員がおっしゃったように、大変グレーなプリンシプル・ベースになってしまうということで、監査という点において大丈夫なのかということが率直に使う側から心配なところです。

そこで1点だけ質問なのですが、公認会計士協会としても教育に対して力を入れられるという話を承りましたが、十分な体制が整うまでの期間は、増田委員としてはどのようなイメージなのでしょうか。

○増田委員 最初に、小宮山委員のほうから話があったのですが、IFRSはプリンシプル・ベースということで非常にグレーな部分があると西川委員からも話がありました。それについて、実はFASBのハーズ議長に聞いたのですが、アメリカの場合はルールベースということで、何しろ3万ページと言いましたね、そのぐらいのページ数になっている。IFRSの場合は3,000ページぐらいです。「アメリカ基準は、2万5,000ページとか3万ページのルールブックがあるというようなことを聞いていますが、ルールはやめて原則ベースにしたらどうなるのでしょうか？大丈夫なのですか？」と聞いたら、「従来は、例外的なものについてルールを作って対応してきたが、そのような例外をなくし、基本的な原則をちゃんと解釈すれば大丈夫だ。」という話がありました。

それからIASBのトゥイーディー議長に聞いたところ、「もしそういう幅がうんとあるような基準であれば、基準そのものも変えなければだめだ。」というお話がございまして、私は、日本の場合には、書いてなければやって良いというような解釈が行われている風潮が多分にあるのではないかと思います。会計士、監査する側から見ますと、普通に解釈すればそんなことはできないはずなのにどうしてそんなことができるのかということがあります。我々からしますと、書いてないから良いのだというのは、法律的な解釈の面でもあると思うのです。我々からしますと、原則主義で十分に対応できるのではないかなと思います。だから、もし必要であれば、その導入についてのガイドラインみたいなものをきちっと整備して行って、こういうふうに原則に基づき解釈していくのだよという指針をやはり出すべきだと思いますし、そうでなければ裏解釈みたいなことが横行するということが危惧されます。アメリカも多分そういうところがあるのだと思います。だから3万ページになっちゃったのだと思いますが、その辺のところについては、西川委員長とちょっと意見が違います。

それから、先ほどちょっとお話のあった、我々のほうで視察したときのEUの状況について申し上げますと、EUでは7,000社から8,000社が上場しているわけですが、その中には連結財務諸表を作っていないくて、個別財務諸表だけという会社があります。これについては、やはり自国基準を現状は使っているところが多数だと言っておりました。ただ、これについてはIFRSを使うように今勧めているということを言うておりました。そういう方向で当面は行くのだというようなことを言うておりました。

それからもう1つ、黒川委員のほうから話があった件ですが、教育の問題ですが、これは連結先行で行く限り、日本の基準と I F R S と両方を教えていただかないと思います。私たち会計士協会は両方勉強しろということで今やっているわけで、別に日本ができないことはないと思います。これはヨーロッパの27カ国でやっているわけですから、日本だけできないということはあり得ないわけで、十分できると思っております。先ほどから話があるように、我が国ではコンバージェンスも随分進めてきたわけですから、そんなに大きな差はなく、十分対応できると思っております。

○安藤部会長 ありがとうございます。

ほかに。辻山委員どうぞ。

○辻山委員 今後実際にアドプションするか、コンバージェンスかということですが、アドプションと言っても強制か容認かで話はかなり異なってくると思います。実は9月に早稲田大学で欧州の E F R A G の議長とテクニカルスタッフの方をお招きして公開シンポジウムを行いまして、そのとき何点か論点があったのですが、ご参考までにご紹介しておきたいと思います。

2つ印象に残っておりまして、1つは、欧州では統一基準、少なくとも連結については統一基準を持たざるを得なかったという状況下で、とりあえず連結先行で I F R S をアドプションした。これは当然強制という意味でございますが、その後欧州各国で起こっている状況はどういうことかと言いますと、個別については自国基準を使っているケースが多く、当然帳簿を持たなければならないので、現状は二重帳簿、三重帳簿になっており、企業が払っているコストは多大なものであると。そこで、現在の日本のように、連単を分離せずに積極的にコンバージェンスするやり方についてどう思うかと質問しましたところ、日本のやり方は非常に見識のある1つの知恵だったと非常に高く評価しておりました。これは公開の場ですから本当はどうか分かりませんが、そういうことでございました。

2点目は、欧州では、I F R S のアドプション後に、会計基準というのは常時動いておりますので、メンテナンスの問題が非常に重要になっているということです。強制のアドプションであればあるほど、I F R S そのもののあり方、内容について非常にコミットしていかないと、自分たちにその影響が直撃するというので、メンテナンス、会計基準の開発が重要な課題になってくる。ですからヨーロッパは今後もっともっと I A S B に対して発言力を強めていくということでございました。

それらを踏まえて今後日本はどうあるべきかということなのですが、先ほどからいろいろな方がお話をしているように、やはり連結については容認であってもアドプションという方向性

は正しいのかなと思います。ただその場合に、いきなり強制というのは、あまりにもリスクが大きい。先ほどのメンテナンスの問題もありますし、企業のコストもありますし、それからアメリカについても、先ほどちょっと話題に出ましたが、アメリカが基準開発に臨んでいる会計モデルとIASBのモデルというのは、考えられている以上に大きな差がございます。今回の金融商品についても、企業の保有意図というものをその処理に反映させるという考え方がアメリカの考え方です。それからもう1つは2001年の段階でIASBが提案した純利益を削除するという提案について、当初から日本では、それはちょっと考え方に問題ありということで、今回2011年に少なくとも残るということになったのですが、この間の議論を見ておいても、やはりアドプションすることになる基準の中身の問題について十分注意を払い、市場が受け入れられる中身になるのかどうかということも注視する必要がある。それらを勘案しますと、いきなり強制するのではなく、同じアドプションでも強制か容認かでかなり本質的に違うと思いますが、とりあえずは容認という形で、世界の、特にアメリカの動き等を注視していくというのが考えられる方向性なのかなと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

そろそろ時間なのですが。西村委員どうぞ。

○西村委員 1点だけ。まさに辻山先生がおっしゃったとおりだと思うのですが、例えば最初に包括利益が出たときに、純利益という概念が無くなっており、これでは我々は経営できないということで、例えば日本はそれをきちんと、しつこく、強烈に言っていたのだと思うのです。そういう中で、先ほどの話にありましたように、包括利益の概念が少しずつ変わってきているという流れがあると思うので、やはり我々としては、特に日本はいわゆる物づくり立国ということをおっしゃっておりますので、製造業をベースにしたような考え方をもっときちんと、何と何が要るかという戦略的な面での検討は必要と思うのですが、それを打ち立てた上で、IFRSそのものに対してもっと突っ込んでいく。もっと日本から提言をしていく、そして純利益を残させたように、それを受け入れさせる、そういう努力がやはり必要だと思いますので、ぜひそういう方向でお願いしたいなと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。

まだ発言をご希望の方がいるかと思いますが、一応時間ですので、特にご発言という方をもう一方ぐらい。では黒川委員、簡単をお願いします。

○黒川委員 将来の方向性として、IFRSを将来のどこかの時点でアドプション一本にして強制適用、それまでの間の経過措置として任意適用ということは、私は今の時点で言うべきで

はないと思います。私も斎藤静樹先生の本会議の冒頭のご意見に賛成で、基準が一つしかないということは世界全体としてみても大きなリスクになる。また、アドプションを受け入れるだけで、その一つしかない基準作成に我々が物を申す場合に、相手がこれまでと異なり聞いてくれると考えるのは、非常に楽観的見方かもしれない可能性がありますので、私は現時点で、アドプション一本に将来的になるということと言わないで、単に選択適用を認めるで良いのではないかと今は判断しております。

○安藤部会長 ありがとうございます。

それでは、一応これで与えられた時間が参りましたが、藤沼委員どうぞ。

○藤沼委員 今トラスティーの会議に出ておりまして、日本のポジショニングというものが世界の中で、これは経済力の問題もあるのかもわかりませんが、どんどん落ちていっていることを感じているわけです。このような世界の会計基準の一本化の動きの中で日本はどのようなポジショニングを取るのかということは非常に大事でございまして、アジアで何か会議をやらうとすると、日本はもうよいのではないのかというような話も出てくるような時勢になってきております。やはり我々としては、会計基準というものは、いずれにしても市場がグローバルになってきているわけですから、統一された世界的な基準というものが適用されなくては、比較可能性の問題が生じるわけですから、やはり日本を特異な国に置いておくわけにはいかないと思います。トラスティーの中でいろいろ活動している中でそれは実感として思っております。ですから、やはり方向性をはっきりさせる必要がある。いわゆる日本版のロードマップを作っていく。アメリカの状況等は、選挙もありましてどうなるか分からないというところがありますから、日本独自でそういうロードマップを作って着々と進めていく、これが一番大事なことはないかと思えます。

○安藤部会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ終了の時間がまいりました。本日の3つの議題につきましてご審議いただいたわけですが、1つ目の議題である国際的動向につきましては、時価会計の関連で多くのご意見等をいただきましたが、時価会計を停止すべきといった議論については、投資家等の信頼性の高い情報を適切に提供するとの観点から慎重に検討すべきであるという意見が多かったと存じます。

それから、2つ目の連結先行論につきましては、皆様のおおむねのご意見は、コンバージェンスの加速化・完成及び将来の国際会計基準の問題を考えるに当たっては、いわゆる連結先行の考え方が必要であって、連結先行の具体化に向けた検討を進めるべきである、それも早急に

すべきであるということであったかと思えます。

本日の皆様のご意見を事務局で整理していただきまして、今後連結先行の具体化に向けた検討を行っていきたいと思えます。ここでは強制だとか任意だとかいうことは私は触れておりません。ご注意願いたいと思えます。

それから3つ目の国際会計基準につきましては、論点などについてさまざまなご意見等いただいたわけですが、いただきましたご意見等につきましては事務局のほうで整理していただき、改めてご審議をお願いすることになると思えます。

それでは、今後の検討の進め方につきまして事務局からご説明をお願いします。

○三井企業開示課長 今後の日程につきましては、また事務局から改めてご相談させていただきたいと思えますが、本日たくさんの方々からたくさんのご意見をいただきました。連結先行につきましては、コンバージェンスのもとでは日本基準の改訂でございますので、具体的には、今日のご意見あるいはこれまでの議論の整理を踏まえてASBJのデュープロセスの中で議論が進められていくということになるかと思えます。それに関するところで、法令上あるいはエンフォースメント、法執行上の課題については、法務省と相談しながらきちんと一つ一つ解決をしてみたいと思えます。

それから国際会計基準の採用問題については、今日のご議論を踏まえまして、何らかの形で、どういう議論があったかということ整理させていただいた上で、次回のご議論の材料として、次回におきましては、例えばロードマップの作成を含めた議論についてご議論いただくために準備をしてみたいと思えます。

具体的な日程のセットにつきましてはまた改めて事務局から伝えさせていただきたいと思えますが、1つ考慮すべき点は、今日も予定であればEUの本会議で日本の同等性が認められる可能性がありまして、その後各国当局の協議を経てコミッションが最終決定をする、そういうタイミングが1つ。それからもう1つは、今IASCFのほうと、それから規制当局、特に中心となっておられるのはトラスティーの方々のご努力でございますが、IASCFのガバナンスの関係の議論がなされております。そういったこと等々を横目で見ながら、できるだけ早急に会議の設定等に努力をしてみたいと思えます。

以上でございます。

○安藤部会長 それではこれにて閉会いたします。

ご多忙のところご参集いただきまして、どうもありがとうございました。

午前11時33分 閉会